

給付奨学生及び授業料減免の適格認定（学業）に係る基準の改正

■令和5年9月まで（現行の基準）

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合 ・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 <u>・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合</u>
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合（廃止の区分に該当するものを除く） <u>・GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合</u> ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合（廃止の区分に該当するものを除く）
継続	「廃止」、「警告」以外の場合



■令和5年10月から（改正後の基準）

- ① 廃止区分における「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合」（※1）について、**2回目の警告となったときの警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみ**に該当する場合は、廃止とせず**停止とする**。（学業成績不振による停止※2）
- ※1 以下「連続警告」という。
- ※2 以下「停止（成績）」という。
- ② 停止（成績）となった**次の適格認定**において、
- ・学業成績等が**「継続」相当の場合** →**停止（成績）を解除**する。※
 - ・学業成績等が**「継続」相当以外の場合** →**廃止**とする。
- ※ 他の停止事由に該当していなければ、支援が再開（復活）します。

【事例1】停止（成績）とならず廃止となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」でなければ、連続警告は廃止となる。（改正前と同様）

(栄大の場合)	1年次	2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	廃止 (支援なし)	(支援なし)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由+修 得単位事由の 「警告」相当	—	—

【事例2】停止（成績）となり、復活するケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」のため停止となり、次の適格認定で継続相当のため復活となる。

(栄大の場合)	1年次	2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)	復活 (支援あり)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当	「継続」相当	(省略)

【事例3】停止（成績）となるが、復活できず廃止となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」のため停止となるが、次の適格認定で警告相当のため廃止となる。

(栄大の場合)	1年次	2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)	廃止 (支援なし)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当	何らかの 「警告」相当	—

【事例4】停止（成績）となるが、復活する前に卒業するケース

：停止（成績）となった次の適格認定で継続相当であっても、卒業により支給期間は終了。

(栄大の場合)	1年次	2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)
学業成績 (適格認定)	「継続」相当	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当	「継続」相当

【第一種奨学金について】

事例2～事例4において、給付奨学金と併せて貸与を受けている場合、停止（成績）中は給付奨学金・授業料減免とも支援がなくなるため、第一種奨学金は満額支給となります。